

【住宅改修について】

和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、**工事完了日**が令和元年10月1日以降になる場合は、消費税率**10%**が適用されることになっております。そのため、住宅改修費に係る工事見積書（工事費内訳書）の取り扱いについては以下の通りとなります。

【例①】 工事完了日が令和元年9月30日以前の見込である場合

●事前申請時、消費税率**8%**で計算した工事見積書（工事費内訳書）を提出してください。

※ただし、工事遅延時（令和元年10月1日以降が工事完了日となる場合）には消費税率**10%**が適用されますので、増税分のお支払について後にトラブルが生じないように留意してください。

【例②】 工事完了日が令和元年10月1日以降の見込である場合

●事前申請時、消費税率**10%**で計算した見積書を提出してください。

【例③】 すでに消費税率**8%**の工事見積書（工事費内訳書）により事前承認を得ているが、工事完了日が令和元年10月1日以降となる場合

●金額の変更が生じるため、消費税率**10%**で計算した工事見積書（工事費内訳書）を反映した、**変更申請**の提出が必要になります。

●新たに消費税率**10%**に基づき作成した工事見積書（工事費内訳書）を提出してください。

【福祉用具について】

●福祉用具購入支給申請については**領収日**を判断基準といたします。